

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

“標高差 1,400mの自然の恵みを手づくり産業へ”  
多品種農産加工による雇用創造計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

西予市

### 3 地域再生計画の区域

西予市の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### (1) 西予市の概況

本市は、平成 16 年 4 月 1 日、東宇和郡の明浜町、宇和町、野村町、城川町及び西宇和郡三瓶町の 5 町が合併して誕生した人口 44,948 人、面積 514.79 k m<sup>2</sup>のまちである。地勢は変化に富み、宇和海に面するリアス式海岸部、県南部の穀倉地帯でもある内陸盆地部、四国山地のカルスト台地につながる山間部と特色ある地域性を有し、その海拔高低差が 1,400mにも及ぶため温暖で日照に恵まれた柑橘地帯から冷涼で冬季には積雪する酪農地帯まで、多様な気候と景観を有している。

市中心部の宇和町を JR 予讃線、国道 56 号が南北に貫き、平成 16 年 4 月には松山自動車道西予宇和 IC が開設されたことにより、愛媛県南部の広域流通拠点としての発展が期待されているところであるが、周辺部は人口減少に歯止めがかからず、人口は合併前後の 15 年間(平成 2 年～同 17 年)で 13.4%減少し、市制施行と同時に市域全体で過疎地域に指定されている。

#### (2) 地域産業の情勢

平成 17 年における 15 歳以上就業者数は 21,147 人で総人口の 47.0%を占めているが、うち 60 歳以上が 5,582 人(就業者全体の 26.4%)にも及び、県平均(同 18.1%)に比べ、労働力のうえでも高齢化が顕著である。

産業構造を平成 17 年の就業者数で見ると、第 1 次産業が 22.7%、第 2 次産業が 21.2%、第 3 次産業が 56.1%となっており、第 1 次産業の比率が県平均の 9.5 %を大きく上回り、農林漁業に依存した構造を示している。しかし、米、柑橘、牛乳等の主力農畜産物の全国的な余剰傾向や魚価低迷、木材不況などにより第 1 次産業は停滞しており、後継者不足も手伝って地域活力は失われつつある。

製造業(従業者 4 人以上)は、1 事業所当たりの従事者数は 20 人に満たない小規模事業所が中心であり、地域雇用の核となる一定規模の企業の新規

立地もないため、事業所従業者数は平成 12 年の 2,571 人から平成 17 年には 1,953 人へと 24.0%の大幅な減少を示し、労働力を吸収する起業・創業の動きも見られないまま、事業所数も同期間に 142 から 118 へと 16.9%減少し、製造品出荷額も 26,995 百万円から 22,022 百万円へと大きく減少するなど厳しい状況が続いている。

### (3) 地域の雇用情勢

平成 18 年の西予市の有効求人倍率は 0.70 倍で県平均(0.89 倍)を大きく下回っている。パート雇用は比較的堅調な動きを見せているものの、常用雇用(パート除く。)は、業種・職種間のミスマッチも大きく、もっとも求職の多い「技能工・製造職」においては、18 年 12 月の有効求人倍率がわずかに 0.26 倍にとどまっているほか、常用雇用(パート除く。)全体の平均でも 0.49 倍と危機的な雇用環境が続いている。国・地方の厳しい財政状況を受け、道路整備を中心とする公共事業の縮小が続き、就業者数で全体の 10.5%を占める重要な雇用の場である建設業では既に廃業に至った土木事業者が 7 社あり、今後更に拡大するおそれがある。

サービス部門の一翼を担う観光は、ここ数年 200 万人台の入り込み客数で推移しているものの、日帰り客がほとんどで、宿泊客は 6 万人程度にとどまっているため、観光関連産業を含め雇用創出につながる新たな事業展開に乏しい現状である。このような状況下ではあるが、平成 17 年度には多目的施設「乙亥の里」、健康保養館「クアテルメ宝泉坊」、宿泊施設「みかめ本館」等がオープンし、今後これらの施設と他の既存観光資源との有機的な連携により交流人口が増加し雇用機会の拡大が期待される場所である。

### (4) 計画の目標

本市は、自然景観や文化遺産には恵まれているものの消費市場から遠隔の地に位置し、第 1 次産業従事者が全従事者の 20%を超える中山間地域であるため、地域に密着した農林水産資源活用型産業の育成と裾野の広い観光関連産業の振興を再生計画のベースとしながら、これに雇用効果の高い企業誘致を加えた 3 つの対策を雇用機会の拡大施策として取り組み、地域の活性化を図っていかねばならない。

第 1 次産業は、全国ブランドである温州みかん、四国一の生産量を誇る酪農、温暖な海域で展開する鯛・ハマチ・平目等の養殖魚類など一次産品には恵まれているものの、単なる食材供給基地から抜け出せない状況にある。このため、これら農林水産物の一層の品質向上を図りつつ、青果・生鮮販売における西予ブランド力の強化と農林水産加工品の販路開拓に優れた人材の育成等によって加工産業の振興を図ることとする。中でも、本市が合併前の旧町時代から第 3 セクター方式で取組んでいる乳製品、柑橘果汁、ハム、栗ペースト等の農産加工は、地域農業生産活動及び地域雇用と

密接な関係にあるため、4つの事業体の製造販売スキルを強化し、商品の販売増及び事業規模の拡大による新たな地域雇用の創出を目指す。また、農産加工には農業生産法人や農家グループの参入が不可欠と思われるため、モデルとなる事業体を数多く育成する手段の一つとして、特産品加工のノウハウ・技術等の研修や事業経費の一部を助成する等の支援によって多品種加工産業の振興を図る。

そして、観光においては、第1次産業や農産加工と密接につながる裾野の広い就業構造の構築を目指す。具体的には、年間50万人の集客を誇る産直施設「どんぶり館」を活用して観光案内及び観光情報の発信機能の強化に努めるとともに観光農園、多彩な体験型観光コース、特色ある地域食材グルメの提供、物産品の充実等幅広い観光関連産業の振興に努め、小規模であっても数多くの就業の場を創出する。また、旧4町に立地する市有温浴施設の認知度向上と利用客増加に努め、施設周辺地域観光のネットワーク化と滞在型観光を推進し、地域経済への波及を目指す。

なお、雇用情勢を大きく改善する大規模な企業の誘致は現下の経済情勢では極めて困難ではあるが、平成16年の松山自動車道の開通を機に、比較的地価が安く県南部の地理的中心地でもあるという本市の特性が評価され、平成18年度には食品卸売業、農用マルチシート製造業、コールセンターの新規立地が実現し新たに50名程度の雇用が創出された。中でも、コールセンターは、新たに制定した企業誘致奨励措置制度が有効に機能し、今後数年間で更に雇用を拡大する計画を有する事業所であることから、良質な人材を確保・育成するためコールセンター業務に対する基礎的人材教育を継続的に実施し、数十名規模の新たな雇用に結びつける。企業誘致全体では、計画期間内に別途50名程度の新規雇用を目指して積極的な誘致活動に努める。

一方、既存企業による雇用拡大も望まれるところであるが、地域雇用創造調査研究事業のアンケート結果によると、既存企業の今後3カ年の正社員雇用計画は業績が拡大するという仮定の下にあっても厳しいものがあり、採用予定事業所の割合は、19～21年度の各年度とも全体の2割を割り込んでいる。しかし、長期的には新規販路の開拓、新規事業への参入、営業エリアの拡大、新商品の開発等の手法で業務を拡大する意向の企業が数多くあるため、商工会と連携し、経営者に対する経営意識の改革やISO認証取得による品質管理等を推進し、資金支援制度の充実等と合わせた業務拡大による雇用増加策を実施する。

#### (5) 雇用創出の数値目標

地域雇用創造推進事業を活用する事業の実施による雇用創出と創業の数値目標は以下のとおりとする。また、この目標数値以外に企業の誘致を関係機関と連携しながら推進し、進出企業による新規の雇用増加を50人程度と見込む。

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	合 計
雇用創出	15 人	29 人	29 人	73 人
創 業	2 社	4 社	4 社	10 社

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5 - 1 全体の概要

#### (1) 農林水産加工産業の振興と西予ブランドの育成

地域 1 次産業と一体となった地域振興を促進するため、農林水産物の高付加価値化とブランド力向上を図る。

##### 農林水産加工品の開発促進

西予市産農林水産物を原材料とした特産品づくりにチャレンジする個人・グループ・法人に対して、商品開発事例やマーケティング手法の研修及び製造技術支援等を行うとともに、商品開発経費の一部を助成して新たな特産品づくりを推進する。

##### 販路開拓の支援

ビジネスチャンスを引き寄せる積極的な営業ができる人材を育成するため商談・交渉スキル等の研修とともに、事業者が物産展への出店、商品 PR、市場調査等に要する経費の一部を助成し販路開拓を支援する。

##### 第 3 セクター商品群の販路拡大

市内 4 つの第 3 セクターが生産する乳製品、みかんジュース、栗加工品、ハム・ソーセージ等の商品群の販路拡大及び新商品の開発促進のため、マーケティング力を強化し地域農業と一体となった地場産業の振興を図る。

##### 西予ブランド製品の育成

西予市の特徴やイメージに合致する農産物及び加工品を育てるため、市独自のブランド認定制度を創設し、経済団体や生産者と共に高品質・高付加価値の産品を育成する。

##### 日本政策投資銀行の低利融資等

農林水産加工業や観光関連産業等に取り組む事業者に対し、日本政策投資銀行の投融資指針等に合致する新たな事業について、当行のアドバイスや低利融資により支援を行う。

#### (2) 体験型観光の振興と交流人口の拡大

観光と第 1 次産業及び農林水産加工業を有機的に結合させ、関連産業の裾野拡大による雇用創出を図る。

##### 観光案内及び情報発信機能の充実

県南部における最大の集客施設である産直販売施設「どんぶり館」におけるレジ通過客 50 万人/年を域内周遊観光客に変身させるため、観光ガイドの育成と観光情報の充実に努め、同施設における観光案内機能を

強化する。

#### 温浴施設の集客強化

既存の4つの温浴施設による共同企画イベントの開催、健康増進機能のPR活動による認知度アップと、従業員接客研修等によるサービス向上を通じて利用者の増加を図る。

#### 地域食材グルメの拡大

海山の地元食材を利用したレストランメニューを開発し、食の観光の推進と地域イメージの向上を図る。

#### グリーン・ブルーツーリズムの推進

民宿、貸し農園、観光農園等の施設整備を支援するとともに、産業体験コース、移住体験コース等のメニューを充実させ、日帰り観光から滞在型観光への転換を目指す。

#### 海の駅の整備

海の駅（潮採館）（19年4月オープン）における、海産物、水産加工品等の商品開発を進めるとともに、遊漁や遊覧による新たな集客を図る。

#### 日本政策投資銀行の低利融資等（再掲）

農林水産加工業や観光関連産業等に取り組む事業者に対し、日本政策投資銀行の投融資指針等に合致する新たな事業について、当行のアドバイスや低利融資により支援を行う。

### （3）企業誘致及び地場企業等の振興

#### 起業支援事業

コミュニティービジネス等の可能性や手法を学習し、地域特性を生かした事業の法人化、地域課題に貢献する市民手づくり事業の起業、新たな分野に参入し事業の多角化を目指す法人等の経費の一部を助成することにより創業起業を促す。

#### 利子補給制度の拡充

個人やグループの創業時における借入金に対する利子補給を行うことにより、運転資金等の融通を円滑にし、創業・起業し易い環境を整備する。

#### 企業の誘致活動の推進

5カ年間の固定資産税減免や雇用奨励金交付、安価な用地取得費等をPRしながら、企業の誘致活動を推進する。

#### 融資制度の充実

既存企業に対する融資制度を充実させ、意欲ある企業の活動を支援する。

#### 日本政策投資銀行の低利融資等（再掲）

農林水産加工業や観光関連産業等に取り組む事業者に対し、日本政策投資銀行の投融資指針等に合致する新たな事業について、当行のアドバイスや低利融資により支援を行う。

## 5 - 2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

## 5 - 3 その他の事業

### 5 - 3 - 1 支援措置による取組

(1) 地域雇用創造推進事業(新パッケージ事業)(厚生労働省)[B0902]

実施主体 西予市雇用創造促進協議会

(構成員：西予市、西予市商工会、愛媛県、東宇和農業協同組合、西宇和農業協同組合、八幡浜漁業協同組合、明浜漁業協同組合、東宇和森林組合、有識者)

事業内容

特産品開発・販売に係る事業

ア．特産品開発技術研修

新商品開発における技術的な諸問題解決のため、先進事業所等での研修及び専門家を招聘し、技術を習得する。

イ．販売流通戦略能力開発講座

優れた特産品等が地域に埋もれる事例を解消するため、既存事業所の従業員、求職者等を対象として顧客開拓や商談能力向上等の研修を行い、ビジネスチャンスを引寄せることができる人材を育成する。

ウ．インターネット活用セミナー

インターネット活用による顧客ニーズを捉えた特産品販売や情報発信ノウハウを学びビジネスチャンスの拡大を図る。

観光振興に係る事業

ア．観光ガイド育成講座

観光交流人口の拡大に資するため、施設や歴史説明だけでなく観光客とのコミュニケーションによって「西予市とのつながり」を創れるガイドを育成する。

イ．観光ビジネス育成講座

女性のパワーを生かした多様なバリエーションの観光ビジネス展開を目指し、ビジネスのヒントや起業のポイント・スキルを研修する。

ウ．グリーン・ブルーツーリズムの推進

体験型観光の事例等を学び、貸し農園や体験メニュー、イベント企画等をプログラムできる住民グループを育成する。

企業誘致・地場企業振興に係る事業

ア．起業・創業コンサルティング支援事業

新たなビジネスの起業に関心を有する市民等を対象に先進事例や

ノウハウを研修するとともに、特に意欲の高い者に対して法人化を視野に入れた経営戦略や人事管理等の個別相談活動を行う。

イ．インターネット活用セミナー（再掲）

インターネットを活用して顧客ニーズを捉えた特産品販売や情報発信ノウハウを学びビジネスチャンスの拡大を図る。

ウ．テレフォン・アポインター基礎研修

市が誘致したコールセンターは当地において事業を拡大する計画を有するが、事業拡大に合わせた人材の確保を容易にするため、採用前において基礎研修セミナーを実施し、雇用のミスマッチ防止と計画的な雇用者増加を図る。

その他の事業

ア．就職支援事業

求職者に対して効果的な就職活動や面接のあり方を研修させるとともに域内企業の合同就職面接会を開催し就労を支援する。

イ．情報提供のためのホームページ運営事業

協議会にホームページを開設し就職情報の提供、セミナー・講座・研修会の開催を周知する。

(2) 日本政策投資銀行の低利融資等(財務省)[C0701]

支援措置を受けようとする者

対象地域において、農林水産加工業や付加価値型農業(これら事業に必要な機械製造業等を含む。)、食品製造加工業及び観光関連産業に取り組む事業者

支援措置を受けようとする事業

本計画の目標である「地域に密着した農林水産資源活用型産業の育成と裾野の広い観光関連産業の振興」を達成するため、地域雇用の拡大が見込まれる事業のうち、日本政策投資銀行の投資指針に合致し、プロジェクトの形成支援、事業化支援等の相談やアドバイスから低利融資等が可能となった事業

[投融資指針に合致する主な事業]

「地域経済振興(細項目)」のうち

- ・地域産業立地促進事業
- ・地域産業振興・雇用開発

「先端技術・経済活性化(細項目)」のうち

- ・新産業創出・活性化事業

支援措置が本計画の目標に不可欠な理由

雇用機会の拡大のためには企業の新規立地、既存施設の拡充による事業拡大、新商品の生産・新たな役務の提供に必要な技術開発等、多様な事業活動が求められる。これら企業の活動を支援するうえで、日

本政策投資銀行の有する様々なノウハウや情報が構想・計画段階から事業化段階までのアドバイスとして反映され、事業の確実性を高めると期待できるばかりでなく、同行の低利融資が当該事業の資金融通を円滑にし、企業の健全な発展による地域振興につながる。

### 5 - 3 - 2 支援措置によらない地域独自の取組

#### (1) 企業誘致施策

平成 18 年 10 月に旧企業誘致条例の全面改正を行い、誘致奨励期間を 2 カ年延長して 5 カ年にすると同時に雇用奨励金の増額等を制度化した。地域経済規模の実態に合わせた小規模な企業の進出、地場既存企業の新増設をも奨励措置の対象とし、別途コールセンターとデータセンターを対象とした新条例「情報通信関連企業誘致条例」の制定とともに企業がより立地し易い条件を整備した。

#### 企業誘致奨励措置内容

##### 対象企業

投下固定資産額 5 千万円以上で新たに 5 人以上の市民を雇用した事業所

##### 奨励措置

固定資産税を 5 カ年間免除（総額 1 億円限度）

雇用初年度に限り、常用雇用者 1 人につき 30 万円（短時間労働者は 15 万円）の雇用促進奨励金（5 カ年総額 5 千万円限度）

#### 情報通信関連企業誘致奨励措置内容

##### 開業準備奨励金

事務所の建設、改造に要した額の 30/100（1 千万円限度）

##### 事業用資産奨励金

事務所賃借料及び通信回線使用料の 1/3（1 年 1 千万円限度）を 5 カ年助成

##### 雇用奨励金

雇用初年度に限り、常用雇用者 1 人につき 30 万円（短時間労働者は 15 万円）の雇用促進奨励金（5 カ年総額 5 千万円限度）を交付

#### (2) 創業支援

地元資源を利活用した製造業、農産加工品の販売事業、市民生活に密着したサービス業等の創業起業に対し初期経費を助成（限度額 100 万円）するとともに、雇用形態により 1 人月額 1 万～2.5 万円の奨励金を助成する。また、創業資金の借入れに対して利子補給を行い、市民が新しいビジネスにチャレンジしやすい条件を整備する。

#### (3) 農林水産加工品開発支援

特色ある農林水産加工品の新開発、既存加工品の品質やパッケージ改善に取り組む者に対し、原材料・副資材の購入費、製造技術指導の受入れに要する経費等の 1/2（限度額 100 万円）を助成し、市民手づく



りによる農産加工産業を育成する。

(4) 販路開拓支援

資金の不足から販路拡大活動が思うにまかせない事業者に対し、テスト販売経費、見本市や物産展又はアンテナショップへの出店経費、商品パンフレット作成費等を助成し、販売ルートの開拓を支援する。

(5) 第3セクター事業等の推進

旧町から引継いだ第3セクター事業の推進、指定管理委託を行っている観光関連施設の交流拠点としての機能を強化し、入込み観光客数の拡大と地域産業の振興を図る。

(6) 海の駅(潮採館)の開設

平成19年4月に開設した「海の駅(潮採館)」の交流拠点としての機能強化のため、管理運営を地元異業種で設立した法人に委託して、特産みかんジュースの搾汁、水産・海産物をはじめとする特産品の製造販売、マリンレジャー等の地域資源活用型の事業展開を行う。

(7) 地域食材グルメの推進

地域伝統料理のアレンジや新たな地域食材の掘り起こしを行い、食の観光を推進する。

## 6 計画期間

認定の日から平成22年3月31日まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

評価については、年度ごとに年度末など数値等が確定した後行う。

具体的には、ハローワークデータ及び企業間取り等によって新規雇用者数、創業起業者数の数値を把握し、セミナー等利用企業・団体のアンケート調査と合わせて雇用創出効果を検証する。また、観光部門については、観光客入込み調査データ(観光客数の推移など)や主要施設の実態調査等(来客数など)によりその成果を評価する。

## 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし